

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年6月18日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柏木 茂介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・インカム・ボンド（1年決算型）為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	シュローダー・インカム・ボンド（1年決算型）為替ヘッジなし シュローダー・インカム・ボンド（1年決算型）為替ヘッジあり 1兆円を上限とします。 シュローダー・インカム・ボンド（1年決算型）為替ヘッジなし 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月25日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還の予定に伴ない記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2019年4月26日から2019年10月25日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2019年4月26日から2019年10月25日までとします。^{*}

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。^{*}

* 信託終了（繰上償還）となった場合、申込期間は2019年7月23日までとし、以後、申込期間の更新は行われません。

(12)【その他】

<訂正前>

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

<訂正後>

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

<信託終了（繰上償還）予定のお知らせ>

ファンドの受益権口数が信託約款の繰上償還条項に規定する受益権口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、2019年7月25日をもって信託終了（繰上償還）させていただくための手続を下記の日程で行います。

信託終了（繰上償還）の手続きならびに日程

<u>書面決議対象受益者の確定日</u>	2019年6月18日
<u>書面による議決権の行使期間</u>	2019年6月18日から2019年7月2日まで
<u>信託終了（繰上償還）可否決定日</u>	2019年7月3日
<u>信託終了（繰上償還）予定日</u>	2019年7月25日

2019年6月18日現在のファンドの受益者は、2019年6月18日から2019年7月2日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に対してファンドの繰上償還について書面をもって議決権を行使することができます。

2019年6月18日現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の多数が賛成の場合には、2019年7月25日をもってファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

2019年6月14日の取得申込分を反映した受益権口数について議決権が付与されます。

2019年6月17日以降の取得申込分、および2019年6月14日以前の換金申込分については議決権はございません。

書面決議結果のお知らせ

2019年7月3日以降にシュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社のホームページ
(<http://www.schroders.co.jp/>)に「信託終了(繰上償還)決定(もしくは書面決議結果)のお知らせ
」を掲載いたします。

ご購入に際しては、上記の内容を十分ご認識のうえ、ご判断くださりますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

<訂正前>

（追記）

1【申込（販売）手続等】

（略）

2【換金（解約）手続等】

（略）

<訂正後>

ファンドは、後記「3 資産管理等の概要（5）その他」に記載の繰上償還手続きに従って、2019年6月18日現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の多数が賛成の場合には、2019年7月25日をもってファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

1【申込（販売）手続等】

（略）

2【換金（解約）手続等】

（略）

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

2027年7月23日までとします（2017年11月15日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

2027年7月23日までとします（2017年11月15日設定）^{*}。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

* 信託終了（繰上償還）となった場合、信託期間は2019年7月25日までとなります。